

わが国の大学における看護学教育の質保証

－日本看護系大学協議会の挑戦－

平成 28 年 6 月 20 日

一般社団法人日本看護系大学協議会 理事会

一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護学高等教育機関相互の連携と協力により、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする法人です。保健師・助産師・看護師の国家試験受験資格を取得させうる 4 年制大学及び省庁大学校の代表を社員とし、全看護系大学が加盟しています。

平成 4 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」施行以降、看護系大学は毎年十校程度増加しております。平成 28 年 4 月には 248 大学 256 課程、入学定員は 21,300 名を数えるに至りました。およそ 3 大学に一つは看護系の教育課程を有していることとなります。このうち 162 大学が修士課程を、86 大学が博士後期課程を設置し、高度専門職業人、教育者、研究者の育成に取り組んでおります。

このような看護教育課程、ならびに学士課程入学制数の急激な増加の状況にあって、社会から看護学教育の質保証に重大な関心がよせられてきました。日本看護系大学は看護教育の質保証への期待に応えていくことが喫緊の課題であると認識しております。社会のニーズに見合った質の高い看護教育を提供していくために、日本看護系大学協議会は次のことに挑戦します。

(注：大学、大学院の数値は、国立看護大学校、防衛医科大学看護学科を含みます。)

1. 分野別質保証を担う看護学教育認証評価の制度化

看護学教育の質保証には文部科学省が推進している分野別教育評価が重要であるという認識から、本協議会ではかねてより文部科学省大学評価研究委託事業等の助成を受け、試行評価を含む分野別評価の実施に向けて取り組んできました。

評価体制については、昨年度の総会で日本看護学教育評価機構（仮称）の設立の方向性が確認され、今年度の早い時期に機構設立準備委員会を立ち上げる予定でございます。関係諸団体の協力をいただきながら、準備委員会が中心となり、組織的財政的基盤整備を進め、平成 29 年度中の機構設立を目指します。

機構設立後は、早急に看護分野における評価を開始し、制度化をはかります。

2. コアコンピテンシーを基盤としたコアカリキュラムの策定と普及

本協議会では、2010 年に看護系大学卒業生の「コアコンピテンシー」を策定したところですが、5 年が経過し、地域包括ケアの実現に向けた看護基礎教育カリキュラムの検討が必要であること、分野別評価の制度化が急務でありそのためにはコアカリキュラム策定の必要性が高まっている状況です。

そこで、コアコンピテンシーを基盤とした「コアカリキュラム」を策定し、併せて分野別評価制度の推進をめざします。

3. 看護系大学における教育課程の自主的構築を可能にする制度改正

看護系大学は大学設置基準に加え、教育課程には保健師助産師看護師学校養成所指定規則に従うことが求められています。一方で各大学は、独自の設立の趣旨、建学の精神や教育理念をもって教育をすすめており、将来を切り拓く可能性の高い看護職を育成するには、大学としてこれらの独自性を活かした特色ある教育を展開することが不可欠と考えます。また急速に変わる保健医療福祉の状況に、看護教育は適切にそしてスピード感をもって対応していく必要があります。

これからの時代に求められる看護職育成に看護系大学が責任をもって応えていくには、分野別評価の実施に加え、看護学のコアカリキュラムを明確に示すことが重要と認識しています。各大学はコアカリキュラムをしっかりとおさえた上で特色ある教育を展開できているか、を分野別評価で確認することが高等教育に携わる私共の責務と捉えております。つきましては、各大学が自主的に教育課程を構築できるよう、保健師助産師看護師法および関係政省令の改正に係る働きかけを推進していきます。

4. 看護系大学における教員の確保

急速な看護教育の大学教育化の進行に伴い、新設のみならず、既設の大学も教員確保が困難な状況にあります。大学教員の育成には大学院での教育が不可欠ですが、現実には経済的理由等により大学院への進学者が増えないといった状況があり、このままでは今後も教員の確保困難は続くと考えられます。

この問題を解決するには、中堅看護職の大学院進学への動機づけをはかり、勉学に専念できる環境を整備することが重要であると考えます。そこで、中堅看護職の大学院進学を促進するために、一定の所得保障に役立つよう、大学院における看護教員養成に対する助成、奨学金補助等の確保にとりくみます。

5. 臨床・臨地実習の充実

実践の科学としての看護学教育は、臨地実習を導入したユニークな教育体系を有しており、看護学実習は臨床実践能力の育成を図る上で重要な位置を占めています。しかしながら近年の少子高齢化や医療の高度化・複雑化に対応する、医療機関の機能分化等を含む再編も関連して、新設校に限らず実習施設の確保に困難を抱える大学が少なくありません。実習の場で身体侵襲性のある看護技術を実施する機会が限られてきているなどの問題も指摘されています。さらに地域包括ケアの導入により、病院完結型から地域在宅完結型へと仕組みが変わっていくなかで、実習施設の開拓とともに、多職種連携の中で調整的機能を発揮する新たな役割を学習できる実習の機会やモデルが求められています。

本協議会では今後も実態の把握と先駆的取り組みの把握などを通して、また関係省庁との協力のもと、課題解決に取り組んでいきます。